

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（部分休業の承認） 第五条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項に規定する知事が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二十項	（部分休業の承認） 第五条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項に規定する知事が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項に

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。